

平成30年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成30年9月11日（火曜日）

○議事日程（第3号）

平成30年9月11日（火） 午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第51号 尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第52号 尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について

日程第 4 議案第53号 記号式投票に関する条例の廃止について

日程第 5 議案第54号 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について

日程第 6 議案第55号 平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

日程第 7 議案第56号 平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

日程第 8 議案第57号 平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について

日程第 9 議案第58号 平成29年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第59号 平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第60号 平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第61号 平成29年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第62号 平成29年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について

日程第14 議案第63号 平成29年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
（質疑、委員会付託）

○出席議員（13名）

1 番	三 鬼 孝 之	議員	2 番	内 山 將 文	議員
3 番	奥 田 尚 佳	議員	4 番	楠 裕 次	議員
5 番	上 岡 雄 児	議員	6 番	三 鬼 和 昭	議員
7 番	村 田 幸 隆	議員	8 番	仲 明	議員
9 番	小 川 公 明	議員	10 番	南 靖 久	議員
11 番	高 村 泰 徳	議員	12 番	野 田 拓 雄	議員
13 番	濱 中 佳 芳 子	議員			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼会計課長	佐 野 憲 司 君
政策調整課長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理課長代理総合防災係長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	内 山 雅 善 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	竹 平 専 作 君
商工観光課長	北 村 琢 磨 君
商工観光課参事	芝 山 有 朋 君
水産農林課長	内 山 真 杉 君
建設課長	高 柳 伸 浩 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君

尾鷲総合病院事務長
 尾鷲総合病院総務課長
 教 育 長
 教育委員会教育総務課長
 教育委員会生涯学習課長
 教育委員会教育総務課学校教育担当調整監
 監 査 委 員 事 務 局 長

河 合 良 之 君
 平 山 始 君
 二 村 直 司 君
 内 山 洋 輔 君
 野 地 敬 史 君
 大 川 太 君
 仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
 事務局次長兼議事・調査係長
 議 事 ・ 調 査 係 書 記

岩 本 功
 高 芝 豊
 相 賀 智 恵

〔開議 午前１０時００分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１３名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第３号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定により、議長において１３番、濱中佳芳子議員、２番、内山將文議員を指名いたします。

次に、日程第２、議案第５１号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」から日程第１４、議案第６３号「平成２９年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの計１３議案を一括議題といたします。

ただいま議題の１３議案につきましては既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告がありません。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております１３議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第３７条第１項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、議題の１３議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第１５、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、4 番、楠裕次議員。

〔4 番（楠裕次議員）登壇〕

4 番（楠裕次議員） 本日、一番くじを引きました楠裕次です。

質問の前に一言。今季の異常気象について、自然の脅威を改めて感じたことはありません。過去の経験では通用しない、さらには、想定外の想定を超える事態になっています。

2 カ月前の西日本の大水害、また、台風 20 号、21 号の風水害、直近では平成 30 年北海道胆振東部地震と、本当に災害列島と言われても過言ではありません。ここで被災された方に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

項目 1 は、災害廃棄物処理計画についてです。

先ほど述べましたが、西日本大水害で、倉敷真備町では家屋の一部や家財道具の廃棄物のストックヤードが間に合わず、道路の一部などに置かれて、環境面での問題が提起されました。

今後、紀伊半島でも発生する確率が高いと言われる東南海地震や、関連して発生するであろう津波による被害、この辺についても、今後どう市として対応していくのか、この辺を確認したいと思います。

次に、項目 2 です。尾鷲市過疎地域自立促進計画について。

この計画は平成 12 年、過疎地域自立促進特別措置法で位置づけられまして、市では平成 28 年から 32 年の 5 カ年計画を策定しています。

本法の趣旨は、人口減少、生産機能及び生活環境が他の自治体に比較して低位にある地域に総合的かつ計画的な対策を講ずるために、補助割合や事業経費の一部を補助することとされております。さらに、同法第 6 条の規定に議会の議決を経て定めるとされており、市の上位計画でもあります。

この点を踏まえて、ことしは 5 カ年計画の中間点であり、その現状と成果について評価を行うとともに、一部見直しを行う必要があると考えております。特に、関連する事業の推進に当たり、ハードな部分では、産業振興の点で都市計画マスタープランもあわせて行うことで、重要課題である火力発電所跡地活用についても現行計画と整合しない部分を、行政としての今後の方向、方針を明確にすべきと思います。

市の計画内容を確認しますと、現状と課題はよく整理されておりますが、次のステップをどのように取り組むのか、どのように進めるのか不明です。そのため

にはビー・バイ・シー、費用対効果、この辺をさまざまな観点から更新する必要があると、あるいはまた改定する必要があるのというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、項目３、ここからは足元の質問をいたします。

今月２日に防災月間の活動として矢浜地区の避難訓練を実施し、あわせて、第３分団による放水訓練を実施しました。これは津波や台風でも火災が発生している事実を踏まえて有効な活動であり、かつ、訓練活動のＰＲになったと思っております。

それでは、本題に入りますが、浸水域に設置されている消防団施設の移転計画はどのように位置づけられているのか。

また、年次計画があると思いますが、いつまでかかるのか。

消防団の方々は根っから正義感が強く、災害時でも危険を鑑みず、その施設に向かったりして、過去の災害でも多くの犠牲が出ております。そこで、団施設の移転について市長はどのように考えているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

次に、第４項目め、１年間、ことし、２年目になりますけど、過去の壇上で質問いたしました４点について、その状況についてお聞きします。

１点目、空き家対策の条例検討について、２点目、住宅地などの環境保全のための草刈りについて、３点目、耕作放棄地のその後の取り組みについて、４点目、駅前の街灯、その後の取り扱いについて、１点ごとにその進捗をお聞きしたいと思います。

簡単ですが、以上、壇上からの質問といたします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 先ほど楠議員のほうから、大きくは四つの点につきまして御質問がございました。私のほうから壇上で、それを一括して御回答申し上げたいと、このように思っております。

まず、災害廃棄物処理計画を策定しているのかの御質問についてであります。

尾鷲市災害廃棄物処理計画につきましては、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき、尾鷲市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、まず、発生量の推計、処理のフロー、仮置き場、関係機関との連携など、災害廃棄物の処理にわたって必要となる内容について具体的に定め

たものを平成２８年３月に策定しております。

この計画に想定する災害としましては、先ほども御指摘ございましたように、地震災害で過去最大のクラスの南海トラフ地震、これを想定し、そしてそれを対象としております。

いわゆる災害廃棄物の想定量につきましては、木材、コンクリートがら、混合廃棄物など６４万４，０００トンであります。仮置き場の面積が１４万平方メートル、これが必要としております。

災害が発生した際には、本計画の内容を踏まえて、災害廃棄物の処理を進めますが、実際の被災状況等により災害廃棄物発生量等の把握をし、災害廃棄物処理計画を見直した災害廃棄物処理実行計画を策定しなければならないと、そして、迅速かつ適正に、計画的な廃棄物処理を進めてまいります。

なお、被災状況や発生量によって自区内での処理が困難な場合におきましては、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく支援を要請し、県、周辺自治体との協力、連携により、広域的な処理を進めることとしております。

近年は、先般の台風２１号を初め、北海道での大規模地震など、多数の大規模災害が発生している状況にあります。災害が発生した際には、市民の皆様の命や衛生環境面での安全確保のため、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう努めてまいりたいと考えております。

まず、これが第１点でございます。

次に、尾鷲市過疎地域自立促進計画についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、平成２２年４月より本市が過疎地域に指定されております。このことにより、本市では議会の議決を経て、尾鷲市過疎地域自立促進市町村計画を平成２７年度までの５カ年の計画として策定いたしました。その後、同特別措置法の有効期限が５年間延長されたことに伴いまして、平成２８年から平成３２年までの計画を新たに策定し、現在に至っております。これ、議員がおっしゃったとおりでございます。

この計画の策定に当たっては、同特別措置法の方針はもとより、第６次尾鷲市総合計画等の関連計画との整合を図り、かつ三重県過疎地域自立促進方針に基づく必要があるため、これらを勘案した上で策定しております。

この計画を策定する目的の一つとしましては、さまざまな施策の推進に当たり、過疎債と過疎地域における財政上の特別措置を活用するために対象事業等を定める必要があるため、本計画には幅広い事業を盛り込むこととしております。

また、新たに実施する事業については、各年度の予算議論を経て、過疎計画への位置づけが必要な場合は、随時過疎計画の軽微な変更により対応しております。

なお、この軽微な変更とは全体事業費の2割以内の変更を指しており、県への届け出を行うことで対応いたしております。

現在のところ、本計画におきましては、議決を要するような大きな変更の必要性は感じておりませんが、その必要性が生じた場合は議決事項となりますので、当然として議会にも情報を共有し、御審議をお願いしたいと存じております。

また、議員御指摘の評価につきましては、計画中に指標等を設定していないため、現状で本計画の単体での評価は行っておりませんが、先ほど申し上げましたように、総合計画とリンクしているため、実施計画における事務事業の評価において必要性や効果性等を十分に精査し、今後の事務事業の是非についての的確に判断してまいりたいと、このように考えております。

次に、消防団施設の移転検討等についてであります。

本市における消防団施設は15施設でございます。このうち、本市の津波ハザードマップに照らし合わせますと、浸水域には11施設が立地しております。浸水域外に消防団施設を整備することで津波被害から逃れることができますが、一方では、火災や風水害に対する初動態勢がおくれる可能性があります。

移設につきましては継続的に検討しておりますが、地域の特性から全ての消防団施設を浸水域外に移設することは、本市地域の地形の特性上、現実的には困難であると考えております。消防団の団長とも協議を重ねており、移転できそうな施設は2施設ありますが、その他の施設につきましては、現在の位置が活動条件に適していると考えております。

次に、消防団施設の建てかえ年次計画についてですが、消防団施設の建てかえにつきましては、建築年数と地盤の高さから優先度を勘案し、九鬼、須賀利、三木里、矢浜、行野、大曾根の順に、移設を含め、建てかえを検討中であります。

これら六つの地区の消防団施設は昭和時代に建設されており、矢浜の消防団施設を除き、耐震化がなされておらず、できるだけ早い建てかえが必要であります。が、時期につきましてはさまざまな条件が整い次第、検討していく予定であります。

次に、浸水域にある消防団施設へ行くことについてですが、昭和23年3月11日に発生しました東日本大震災におきましては、防潮扉等の操作者が多数犠牲となったことを受け、水防法において、津波の発生時における水防活動に従事す

る者の安全の確保について明記されております。

本市におきましても、地震発生後、十数分で津波が到達すると想定されることから、まず第一に、自分の身の安全を確保することを徹底しております。

以上が３点目でございます。

次に、過去の一般質問等のその後の状況についてでございます。

その中のまず第１として、空き家対策の条例検討、そして、住宅地などの環境保全のための草刈り、この件についてそれぞれ御説明いたします。

まず、空き家対策の条例の検討についてですが、条例化を行うことにより、行政における空き家の管理者の把握、指導根拠や判断基準の明確化、行政内部の執行体制の強化を図ることで、一定の抑止効果が見込まれると考えますが、一方では、最終的に行政で空き家等の撤去が必要と判断された場合、法的手続にかかわる費用、あるいは解体、除去の費用が回収不能となる可能性が非常に高く、差し押さえた不動産を換価することができず、逆に管理費等が発生するなどの懸念があります。

現在、これらの課題について先行市町の状況を調査し、本市に効果的な条例案を取りまとめ、市としての意思決定を図ってまいります。

次に、住宅地などの環境保全の草刈りにつきましては、前回の一般質問で、団体や個人事業主が草刈りを行うに当たり、市に登録し、管理者に案内をする方法はどうかや、条例で罰則規定を設けてはどうかの御提案をいただきました。

このことにつきましては、空き家対策の問題とも関連が深うございますので、あわせて検討していきたいと考えております。

次に、耕作放棄地のその後の取り組みについてお答えいたします。

議員からも前回、御提案がございましたとおり、ヒマワリなどの景観植物を植栽する花いっぱい運動であります。耕作放棄地を花畑とすることは、耕作放棄地対策及び憩いを与える空間づくりとして有効であると考え、引き続き情報収集に努めているところであります。

現在、近隣市町におきましては、個人的な活動であります。農地に菜の花やヒマワリを植えるなどの活動をされているところもあります。現在、本市におきましても、昨年度から矢浜地区におきまして、個人的にヒマワリを農地に植栽していただいている方もおられます。

この運動を広げるためには農地所有者の協力が必要となることから、既に植栽を実施している方から種を譲っていただけるように交渉し、新たな活動参加者に

種の提供ができる仕組みづくりを考え、農地所有者の費用軽減に努めるなど、この活動が広がるよう検討してまいりたいと考えております。

また、本市の農地の多くが傾斜地にあることから営農条件が厳しいものとなっておりますが、新たに農業を始めたいというような相談もあるなど、農業に興味を持っていただいている方がふえてきております。

現在、耕作放棄地の解消を目指す市独自の対策としましては、農業委員会において農地をより多くの方が活用できるよう、本年度から農地取得下限面積を引き下げる、こういう規制緩和を行っております。

本市においても農地の情報を提供していくための手段として、本市独自の農地バンク制度の制定に向けて進めているところであり、今後も農地利用を活性化できるよう推進してまいりたいと考えております。

最後に、駅前の街灯のその後の取り扱いについてでございます。

J R尾鷲駅は、本市において鉄道利用をされる方たちの玄関口となる場所であるとともに、ふれあいバスの乗りかえ起点ともなっている場所でもあります。その尾鷲駅前が暗いことにつきましては、市民の皆様が利用される場所、お客様をお迎えする場所として、夜間のまちの景観と防犯上の観点からも、皆様には大変御不便をおかけしているところであります。

このことから、現在点灯されていない駅前の街灯について、早急に復旧できるよう担当課に指示しているところでございます。

以上、御質問に対して御回答を申し上げます。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、項目 1 のところで。

今、市長の説明で、今回のこの策定はされているということで確認できたので一安心とは言いたいんですけど、基本的に、こういう計画が何でホームページに出てこないのか。何で出てこないのか。公表することによって市民に知らせられる大事なことが、一番行政にとって大切なことじゃないかなと。

現実に、県でも既にホームページと、桑名とか、志摩市とか、いなべ市ですか、何市かは公表しています。実際には、県下ではこの策定状況は余りよくないみたいなんですけど、国の調査では県を除く市町村が 40 % ぐらい策定しております。ただ、都心部が少ないみたいですけどね。災害の多いところは早目に策定してい

るという状況なので。

市としても、せっかく策定されているのであれば、早目にホームページで知らしめるというのが行政の役割じゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 災害廃棄物を処理する上で非常に重要になるのが災害廃棄物の仮置き場の確保でございます。

計画における想定量は、先ほど市長のほうからも申させていただいたように、木材、コンクリートがら、混合廃棄物、これらで64万4,000トンで、仮置き場の面積としては14万平方メートル必要となります。

本市において災害廃棄物の仮置き場の必要面積を満たす土地を確保することが非常に難しい状況であります。公有地を中心に仮置き場の候補地をリストアップし、継続的に調査の上、見直しを行っていくこととしております。

また、災害廃棄物の仮置き場においては、被災状況に合わせて決定するもので、本計画を公表する際に慎重に扱う必要があることから公表に踏み切っていない状況ではございましたが、公表している他市町同様に仮置き場の候補地を抜粋するなど、精査する中で公表のほうをしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今の発言で難しいと言っていると、いつまでたっても前に進まないんですよ。難しいことを解決するのが行政の役割。わかります。問題、課題だけ抽出して前に進まないのは、僕は市長に言うわけじゃないですよ、全体に言っている。問題を解決しないのは誰でもできるんですよ。

だから、前に進むためにポジティブに、何をしなきゃいけないのか。公表しても、場所を選んだ上で公表するとかじゃなくて、該当する場所を全部公表すればいいじゃないですか。仮に民地であったとしても、あくまでも仮置きですから、場合によっては、そこに使用料とか発生する可能性もありますけど、災害時には、みんなで協力して早く復興しなきゃいけないわけですよ。まだ復興計画もつくっていないわけですから。

そういう点で、やはりこういうものの計画したものについてはどんどん市民に知らしめて、理解をいただくということが私は大切じゃないかと思うんですけど、市長、これからの行政運営として、今の点でお答えいただきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど環境課長が申し上げましたところなんですけれども、確かに、想定できるような仮置き場については、一応、こちらのほうでは検討しております。どういうところに、果たしてそれが。

ただ、用途がそれだけなのか。全体のこういう津波等が、大災害が起きた場合のその場所の用途というのが、結構、やっぱりいろいろと議論しなきゃならない話もあります。

仮置き場はここだというようなことをまず、おっしゃるように、決めておきたいんですけれども、ほかに対するいろんな。津波に対する災害に対しては、それをどういうふうにして対応するか、仮置き場だけではないと思います。

ほかのところもやっぱりあって、限られた資源の中で、我々としてはそれをどういうふうな形で効果的に使っていくかということも今考えておりますので、議員のおっしゃられたことも踏まえまして、今後、そういったことについて極力、できるだけ早く対応はしていきたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 基本的に、国のマニュアルを見ても、ストックヤードそのものは何が何でも一緒くたにするんじゃなくて、家財道具だとか、木片だとか、そういうのをグループを分けて、やっぱりストックしなきゃいけないと、処理しなきゃいけないということで、通常は、災害の場合は、一般廃棄物として処理ができると。

ただし、その後に変なやり方をすると、今度、産業廃棄物になってしまうということも当然ありますので、その辺はしっかり計画を立てて、前に向かっていかないと、さあ、実際、起きましたからではもう遅いわけなんですよね。

ですから、復興計画と同じように、ただ、そのマニュアルとか計画をつくりただけじゃなくて、早目に早目にそういうことを市民の方に知らしめる。場合によっては市民の方も、じゃ、俺たち、持っていくよということもできれば、その場所に適正なものを置いてもらうということも可能ですから、そういうものを含めて、透明性の高い行政運営をしてもらいたいというふうに思いますし、やはり隠すことということはいいたくないんですけど、公表することによって行政ロスは当然なくなりますから、その辺を踏まえて、今後さらにこの検討をしてもらいたいというふうに思います。

それでは、項目、二つ目、過疎地域の関係で、過疎地域と言いたくないんです

けど、自立促進計画については、いろんな面で、先ほど言われたように、20%以内であれば、議会承認なく、随時変更していくということなんですけど、やっぱり私も気になるのは、尾鷲市の財源を見るともうほとんど20億程度の収入しかない。あとはほとんど交付金だとか、そういう関係で市の運営をしているということを見ると、やはりもっとその内容を精査して、場合によってはもっと、これ以上のものが出てくるんじゃないかと思えるぐらいのものを乗せて計画してほしいと。

それで、私、ちょっと心配するのは、今回のこの大災害を見ると、真備町あたりでも特別予算が国が600億ですか。今度、北海道にも緊急で5億と、そういう数字でどんどんお金を出していますから、何か起きたときに分配するといってもほとんど来なくなる可能性もあるので、早目にもう一回精査して、中間点であって、この計画そのものもいいのかどうか。

中身を見ますと、必要であるとか進めていきますとか本当に書いてあるんだけど、じゃ、どうやって何を進めているのか見えない。それは金額のよし悪しにかかわらず。予算の中では見ると部分的にやっているなと思うんですけど、5カ年という継続した事業も当然出てきますから、そういうのも踏まえてしっかりやっていかないと、予算の無駄遣いを防ぐという意味でも、私は必要じゃないかなと思うんですね。こういう点でどうですかね。

庁内だけじゃなくて、外部の有識者の方に参加してもらって、一度じっくり見ってもらう方法も一つあるんじゃないかと。あるいはまた、他市の事例をどんどん取り入れてみて、何が違うのか、そういう検証をすることも必要じゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） いろいろと具体的なお話を議員のほうから頂戴しておりますんですけど、できることはなるべく取り入れながらやっていきたいと。現状、おっしゃるとおり、御指摘のとおり非常に少ない財源の中で、まず、義務的経費等々を含めて、あとどれだけでいろんなことができるんですかということについては、非常に頭を悩まさないといけないと。

いろんなそういう政策も今現在もやっておりますし、今後、そういうことについてもやっぱり考えていかなきゃならないし、御指摘いただいた分については私自身も十二分に感じておりますし、その辺のところも含めましていろいろとお知恵をかりながら、我々としても行政運営に努めてまいりたいと、このように考え

ております。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 基本的に、厳しい財源の中でいろいろやらなきゃいけないのは私も承知していて、言葉は悪いんですけど、1 個間違えると市の運営がうまくいかないということになりますので、ぜひこの辺は、この中でも重点事業は何なのか、そういうものをどんどん知らしめて、これをやるんだと、市長の言われているマニフェストだけではなくて、大事なことが、これもやらなきゃいけない、あれもこれもやらなきゃいけないことはあるかもしれませんが、今の現状を打破するためには、重点事業をしっかり位置づけて、それが市長が言われる福祉の増進だとか、医療の発展とか、いろいろあると思うんですけど、やはり特措法の財源というのは結構大切なものだと思うので、このメニューから逸脱することなく、国なりが新たな検討を導入する前に、いろんな発想を持って追加していくと。金額の規模にかかわらず、どこでも受け皿として準備しますよということをやったり市内でしっかり考えてもらってというのが本当のプロジェクトになるのかなと、具体的な。

そういうこともありますので、ここで人口減少が続く中、また、高齢者比率が高い中で補助率のかさ上げ等が既にされていますので、特に、先ほどあった消防団の施設についても 0.5 ぐらいの上乗せしかないんですけど、やはり基準財政では 100% の交付金になりますので、この辺をしっかり踏まえて、事業計画をしてほしいなと思いますけど。消防の話はあとにします。

いずれにしても、この措置法が 32 年で一回切れるのかどうか分かりませんが、何らかのチャンスがあるとは思いますが、ぜひ見落としのないように国とか県からのほうの情報を仕入れて、対策を講じてほしいなというふうに思いますので、しっかりその辺は内部調整をしてほしいなというふうに思います。よく取り組んでほしいと思います。

それでは、3 項目めの足元の質問をいたします。

基本的に、施設の移転が進まないということなんですけど、先ほど、市長のほうも難しいという言葉がありましたけど、何がそんなに難しいのかなというんですね。検討していますよといっても、地盤とか位置の問題だとかというのはありますけど、やはりここの施設そのものは、今言った風水害、あるいは火災で遠い近いじゃなくて、通常の距離からすると、ほとんど対応できるエリアじゃないかと思うんです。山のとっぺんにつくれとは言っているわけじゃないので。

その辺の考え方をもう少しマップの中で、それこそ円を描いて、それとあと、なおかつ不可能な道路、いわゆる通行可能でない道路を削除したときにどの位置が大切なのか、そういうところもしっかり検証した上で言っていただかないと、ただ難しいだけじゃ、本当に移転が進まないなというふうに思いますので、やはりその辺を踏まえて。

ある地域単位で消防団がありますから、しっかりそのエリアを考えたときに、それを何度も言って申しわけないんですけど、通行不可能なのか、あるいは放水、ポンプ車とホースが何メートルまでだったら届くのか、そういうことが消防署のほうでも既に検討されていると思うんですけど、そういうのを重ねて、重層的に見たときに、この位置がいいよねというところがある。

あるいはまた、鳥瞰できるような場所だったら動きやすいとか、そういう場所もちよっと含めて進めてほしいなと思いますし、先ほど、地方債の活用ができる一番のチャンスなので、この辺はどんどんどんどん手を挙げて、順番を待っていて、地区単位で話がまとまらないからじゃなくて、まとまったところからすぐにやると。

だから、トラブっているとか、もう話が見つからないところは後回し、そのぐらいの気持ちでやらないと、一つも前へ進まないと思うんですよ。ですから、ぜひ、難しいということじゃなくて、進めてほしいので、土地が手当てできますというんだったら、きょう言って、あした予算がつくわけじゃないんですけど、早目に年次計画を立てて、改善、あと改修していくとか、あるいは移転するとか、そういう工夫をしていただきたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず最初に、先ほど私からも申し上げましたように、この地域における地形上の急峻さ等々、非常に特性がありまして、どこにどういうふうな形で移転すればいいかということについても、一応、現場サイドとしてはちょっとヒアリングしながら、いろんな検討は行っていることは事実です。ただ、今、崖っ縁の状況で、どうしたらいいのかというような状況になる。

さっき、議員の御指摘のとおり、やはりそういう国の制度を活用しながら、うまくいろいろやっていかないと、事業というのは進まないと思います。その気持ちを私は常に持っているわけなんです。だから、常に、いかにして国、県等々からいろいろな御協力を仰ぎながら、どうやってまちを少しでもよくしていくかというような。そういうことを踏まえまして、この件については諦めたわけではな

いです。

だから、もう一度、先ほど申しましたように、一方ではそういう話もありますし、建築年数というのがかなりたっております。そういうことも考えて、要するに、まず、先ほど私、申し上げましたように、とりあえず、一応、15地区のうちの11地区がそういう状況になると。あと、輪内地区を中心としたこの九鬼から大曾根まで6地区、これについて移設を含めた建てかえを検討中というか、これを具体的にどうしていくのかということについては再度各部門に投げかけながら、前向きに検討はさせていただきたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 前向きの言葉をもらったんですけど、一つ、もう一度確認したいことがあって。

施設の年数というのが今お話が出ましたけど、市長の考え方で結構なんですけど、団員とかその施設って市の何なのでしょうね。市として、そういう団員とか施設って何なんでしょう。その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。思うところで結構です。別にそこは追求することじゃない。市の何なのか。じゃ、回答がなければ。

議長（三鬼孝之議員） 市長、よろしい。

4番（楠裕次議員） じゃ、私のほうから。じゃ、私のほうで。

議長（三鬼孝之議員） 楠議員、いい。

4番（楠裕次議員） 別に通告の中に細かいことを言っていないので。

基本的には、団員とか市の施設は市の財産なんですよ。よく「人材」で、材料の「材」といいますが、材料じゃないんですよ。財産なんですよ。そういう大切なことは、これから早目に取り組まないと、大事なものを失っちゃうんですよ。

材料は本当、壊れたら直せばいいという話ですけど、そうじゃないんですね。財産なんですよ。だから、そういうところを踏まえて、私、いろいろ検討しなきゃいけないと思って、今言われたんですけど、早急に対応すべきじゃないかなと。

一つ言いたいのは、検討するということは進めますよということなんです。これ、みんな、勘違いしておると思うんですけど。よく、聞きおくとか研究する程度だったら、しませんということなんです。

だから、特に市長が言われている検討するということなら進めることで理解し

て、それだったら年次計画をつくってくださいよということで、その辺を間違えないようにしてもらわないと、今言ったように、ちょっと最後のほうで言葉が濁っておりましてけど、時間がかかるようなことは言わないでほしいなと思います。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 検討をするということは、逃げじゃないんですよ。だから、そこで前向きに検討するということは、検討しながら、当然、具体的に。僕はいつも言っているんですよ。具体的に計画はあれしなさいと。

だから、一番大事なのは、僕は時間軸だと思っているんですよ。いつまでにこれを具体的に計画しながら、いつ実行して、いつでき上がるんですかというのが。やっぱり市の職員に対しても、これは徹底しております。だから、検討することについては、検討します。

その場合には、やはりこれから進んだ形のものを御回答しなきゃならない。その基本が具体的な実行計画と、それから時間軸であると。私はそのつもりで市政をあずかりながら、行政を運営していると思っているんですけどね。そういうことでございます。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 今、時間軸で一生懸命検討していくということでありましたので、次回の議会ではまだ早過ぎるので、様子を見て、その進捗を確認したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますけど、4 項目め。

1 年間、壇上でいろいろ質問させてもらって、特に気になっているところについて。

まず、空き家対策の条例検討についてその進捗と、いつこの条例が公布できるのか、その辺、お聞きしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君） 楠議員の質問にお答えします。

条例の制定につきましては、先ほど市長の答弁にもあったように、今現在、先行市町の状況を調査し、本市に効果的な条例案を取りまとめているところでございます。

この議会が終わり次第、市のほうで調整会議等をかけて進めていきたいと考えています。また、11 月をめどに、議員さんのほうへも条例案について御相談できればと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） その公布ができるまでまだ時間がかかりそうなんですけど、具体的に何が今、条例検討の中で課題になっているのか、その辺、幾つか列挙してもらえればと思うんですけど。

議長（三鬼孝之議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（内山雅善君） 現在、三重県の条例の制定状況なんですけど、29 市町中、6 市 2 町が制定を終わっている状況でございます。

また、国等の補助をもらうために空き家等対策計画というのを立てる必要があるんですが、その対策計画を立てている市町が、7 市 4 町が計画策定済みとなっております。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法を補完する役割として、条例を定めている市町が多いのが現在の状況でございます。

また、空き家に関して条例を定めている市町においても、代執行までうたっているところと、定めていないところがございます。そこら辺の市として公表する場合の、どの辺まで、名前まで公表するのかなどとかのあたりも含めて、各市の状況を今調査しているところでございます。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 基本的に、条例をつくってもすぐ執行するわけじゃないんですよね。条例制定をしても、公布期間、半年、住民に知らせる。場合によっては、罰則規定ですから、パブリックコメントをもらわなきゃいけないということもありますから、きょう行って、あした代執行しますなんていうことはあり得ませんし、仮に罰則規定を設けたとしても、行政手続法上、聴聞だとか、相手の意見を聞かなきゃいけないわけですよ。

そこを主宰するのは、あくまでも皆さん職員の方、市長がやるわけじゃないので、職員の方が主宰者になるわけなんですけど、その辺も踏まえて、せっかく顧問弁護士さんがおられるんだから、よく相談した上でしっかりやっていく必要があるんで、対応がおくれればおくれるほど、余計な経費がかかるんですよ。

ですから、所有者がいて、たまたま朽ち果てるような状態なのか、もう所有者がどこかへいなくて、困るような状態、さまざまな状況があると思うんですね、条件が。それでもやはり行政法がよくわかる弁護士さんに相談をして、その対策、

対応もやっておけば、何ら苦勞することもないんですよ。

逆に、特定空き家なんかに指定してもらうと、固定資産税は建物があるとみなしてくれる。更地の状態で、通常の6倍の課税じゃないんですよ。そういうことを考えたら、住民のためにもなるわけですよ。

ですから、難しく考えないで、執行するとお金が取れない取れるじゃなくて、将来の尾鷲市のまちづくりを考えたときに、何にもしないで朽ち果てる建物が散在するのか、それとも、ある程度整理された中で生活空間が担保されるのか、その辺をしっかりと考えないと、条例をつくって厳しいので動けないしと悩んでいたら、これ、100年たってもできないと思うんですよ。

ですから、抑止力という言葉もあるかもしれませんが、やはり地域の住民にも知ってもらって、町並みがよくなるんですよと、この条例をつくることによって。それが前書きですね、条例本文の。市としての狙いはここなんですと。

ただ、その経過として、罰則規定があるんですけど、それは、だから、行政手続法・条例上、ある程度の相手方に意見を述べる機会もありますし、執行するまでの時間の猶予をあげるとか手続があるわけですから、慌てて条例をつくったらすぐ執行なんていうことを考えないでもっと早く動かないと、特定空き家の話も国の予算も出なくなっちゃいますよね。せつかく予算づけがされているわけですから、これも。

だから、その辺を考えて、市長がおっしゃられるように、もう少し時間軸を明確にして。他市の条例、参考にするのは、それはいいですよ。そこからチョイスしたときに、尾鷲市として適切かどうかというのはそんなに難しい話じゃないと思うので、ぜひ前向きにしてほしいなというふうに思いますし、その手続についても、よく、条例だけじゃなくて、上位法がある行政手続とかそういうのも含めて読んでもらえば、そんなに難しいことはないよなと。

ただ、代執行費用が取りっぱぐれになるから。それはまだ最後の話なんですよ。そこまで考えたら、誰もやらないですよ。

市長、その辺を、代執行をすることがないように特定空き家の指定だとか、そういうものを前向きに考えた条例の考え方というのはあると思うので、条例本文の前の前書きにしっかり尾鷲市のまちづくりをどうするのか、その辺を考えた上で、早急にその条例をつくってほしいなと思うんですけど、いかがですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） この条例制定に向かってのいろんなノウハウをいただきまして、

ありがとうございます。

我々、これを考える前に、全てのことを全部網羅しながら、それを前提としながら、各市町がどういうふうな形になっているのかということ参考をしながら、今進めているのが実態なんですね。だから、そういう御意見も十分、我々として受け入れをさせていただきながら。

正直言って、僕だって早くつくりたいんですよ。早くつくらなきゃならないと思います。それが、要するに、手続が条例を制定するまでには、さっきおっしゃるように、時間的に非常にかかる、変更する場合についても大きくかかるというような状況でございますので、やはりかちとして、尾鷲市としてはこういう形の中で条例をつくりたいというような話の、まず、指し示すというところからスタートしながら、それを最終的にいつ制定するために議会にかけるとかというような、そういうマニュアルも早急につくらせていただきたい。

現在、進んでいることは進んでいるんですよ。問題は提起されています。それに対してどう対応していくのか、それじゃ、どういう条例の条項に進めばいいかというような大きな話の中からは行っていますので、非常に参考にさせていただきながら、今後、条例制定に向かっての取り組みをやっていききたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 前向きに進めているということなんですけど、最終的にパブリックコメントもありますので、早目に市民の皆さんにこの条例を検討することの骨子を、逆に、広報等で知らせていく方法も一つあるのかなと。最終的にはパブリックコメントありますから、そこでいろんな市民の意見を聞いて、また、場合によっては、その条文の中身を一応修正しなきゃいけないということもありますので、ぜひその辺も踏まえて、ただ、悩まないでどんどん前に進んでほしいなというふうに思っております。

続いて、4 項目めの 2 点目、草刈りについてなんですけど、これは去年も言っていて、私もあちこち歩いて見ているんですけど、草刈りをきれいにやってくれているところもあれば、草がぼうぼうで、草が木になっているのかなというところもあります。実際には、その周辺には住宅地もあると。

大変、これ、住んでいる方には大迷惑なことなんですね。夏になれば虫が飛んでくるし、冬になれば枯れ草が燃えたらどうするんだろうと悩むところはあるんですけど、基本的に、住環境の指導というのはもう行政がやらないと、やは

り隣接する方がその方に言ってもなかなか対応できないということあるので、これも草刈り条例じゃないですけど、相手方に、これは処分というよりは草刈りしてください、こういう方が、市に登録された業者がいますので、一覧表を添付して、お願いできますよとかという方法もあっていいと思うんですよね。

今はシルバーの方も一生懸命やられていますけど、他の方も、草刈りをやられる業者さんもありますから、登録制にして、平米幾らとか、そういう単価設定をして同じ金額でできるように、仕事が回るような形の方法も一つあるかと思うんですけど。

いずれにしても、基本的なところは、草刈りもできないようなまちってどうなんですかね。市長、その辺、どうですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） その御質問に対しては、非常に荒れ果てた地で、大変な状況だと思います。

まず、いつも申し上げていることなんですけど、市民憲章の中で、まちを明るく、きれいにしていきたいと思いますという、そういう条文がうたわれておりますし、やはり町は派手でなくても、やっぱりきれいでありたい。この気持ちに変わりはございません。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 市民憲章と言われたので、きょう、傍聴の方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、市民憲章って、家に帰って読んでいただいて、自分たちもやらなきゃいけないことがある。それはもう承知しています。

だけど、限界を超えている場合をどうするかというのは、やはり行政側からある一定の効力を持ってやっていかなきゃいけない。行政指導というのは、やっちゃいけないということじゃなくて、言っているのは3回までですけど、行政指導でやれやれやれと3回言って、それ以上聞かなかったときは別の方法を考えなきゃいけないんでしょうけど、基本的には、住空間というのは、やっぱり今現在住んでいるところの大切さのことですから、ぜひ市のほうも本腰を入れて住環境保全に関する指導、あるいは条例制定、要綱制定でもいいんですけど、ちょっと頑張してほしいなというふうに思いますので、ぜひこれはお願い事じゃないので、やらなきゃいけないと思いますので、御確認を改めてしてください。

最後になりますけど、最後じゃない、まだ3点目だ。ごめんなさい、時間があるけど。

耕作放棄地、草刈りの続きに耕作放棄地、これについては、後継者がいないとか、相続人の方がもう引っ越しされてにっちもさっちもいかないということで、畑の草が木になり、木が茂って、これ、畑なのと、田んぼなのという状態が見受けられるんですけど、現実には、今、農業委員会の方も大変でしょうけど、どんな調査を指導されているのか、この辺をお聞きしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 水産農林課長。

水産農林課長（内山真杉君） 耕作放棄地対策の一つとしては、農業委員会等が毎年1回、農地の利用状況調査等を行っております。また、耕作放棄地の所有者に対する意向調査も実施しております。その中で、意向調査の結果、約12ヘクタールが農地中間管理事業を活用したいという回答もございました。

それで、耕作放棄地の意向調査の結果に基づきまして、当該農地につきましては、中間管理機構が間に入りまして農地を借り受け、借りた方に貸し付けていく農地中間管理事業や、農協や農地の所有者から委託を受けて、その者を代理し、農地について売買や貸し付け等を行う農地所有者代理事業を推進しまして、耕作放棄地を有効活用していきたいというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 4番、楠議員。

4番（楠裕次議員） 今の回答で、確かに、中間機構、その機構がいろいろその手続を請け負って、あっせんしたりしていますけど、実際には、地域特性があって、なかなか借り受け人がいないと。これは県の中部地区でも、結構な面積でも、ほとんどというより、成立しない案件も結構あるということは、機構のほうからも聞いております。

尾鷲市の場合、どうだということと、やっぱり急峻な土地、段々畑の状態で、なかなか農地活用としては難しいということもあるんですけど、いずれにしても、その活用ができないんだったら、次のステップは何なのかと。先ほど市長の発言もありましたけど、花をいっぱい植えてみたらどうだろうと。

現実には、ことしの春ごろの各地域のニュースを見ると、ほとんどそういう場所、花を植えて、地域の活性化とか、まちの、市の活性化に活用しているということがあるので、ぜひ、耕作放棄を何とかしろと、耕して田んぼにしろとかということではなくて、利活用できるような工夫をするのが私は一番じゃないかと思うんですよ。

それが水産農林の担当になるのか、市民サービス課のほうの担当になるのかわかりませんが、いずれにしても、まちの明るさって必要ですよ。緑がたくさん

んあるのはもう承知していますから十分で、今度はその中間にあるこの草が生えている耕作放棄地をやはり少しひねって考えると、活用の価値は幾らでもあるんじゃないかと思うんですよ。

そういうことを考えたときに誰が音頭をとるかというのは、民間のグループでもNPO法人でも何でもいいんですけど、そういう方にちょっと委ねてみるとか、種の一つでもちょっとお願いして、やっていただけませんかということもあるんでしょうから、そういう取り組みを逆に提案してもらって、どうでしょうかというのを本来、行政から言ってもいいんじゃないんですかね。

ボランティアって、何かみんな勘違いしている人もいるんだけど、弁当代が出ないから行かないとかじゃなくて、ボランティアってもともとそういうのを要求するものじゃなくて、率先して自分たちが行くぞとなると思うので、その辺を今度、市がちょっとあっせんするにしても、有償じゃないですけど、皆さん、どうなんだろうかと。ただ、何とか市が頑張れるのは、市の補助できるのはこの辺ですよ。種しかできないんだけど、いかがですかということもあるので、そういうものを含めて、耕作放棄地、再度考えてもらわないと。

私、最後に言いたいのは、これ、税金の問題があるんですよ。言っておきますけど。放置、何年もしておいて、農地なんていう税金はあり得ないんですから。もう雑種地でしょう。それでいいんですかね。

市民って、法のもとに平等だったら、税金もそうですよね。活用して、減免されているんですよ。活用しないところは、駐車場だったりすると、通常の課税とは違いますよね。宅地課税じゃないですよ。

そういうことをしっかりやっておかないと、やっぱり白黒をちゃんとはっきりつけておかないと、後で困るのは誰なんですかね。行政じゃないですよ。市民ですよ。行政は税収が上がればいいというだけの話になるかもしれませんけど。

だから、そういうところも踏まえて、トータルで今ある現状が市に与える影響はどうなんだろうと、地域まちづくりってどうなんだろう、税法上、どうなんだろうと、そういうようなところをしっかりと手入れしていかないと、後で困ることになると思いますので、ぜひ、再度、この辺については積極的に取り組んでほしいというふうに思います。

時間もなくなってきたので、最後になります。

駅前の街路灯は1本、寂しく立っているので、何年も電気もつかなくて、寂しい限りなんですけど。基本的に、今回、北海道の地震じゃないですけど、ブラッ

クアウトになったときに電気があそこ一個でもついていれば、雰囲気は全然違うと思うんですよ。

いずれにしても、今回、この修繕をされるということなので、やはりもう一度、この機会を契機として、駅前の市や町内の顔づくり、顔でもありますから、ぜひこの駅周辺のまちづくりの新たな検討課題としてほしいなというふうに思います。

何でかという、私も特急列車をよく使うんですけど、たまたまおりてきたときに、駅をおりた方が、どこの方か知りませんが、ひそひそ話しして、何にもないねって。何にもないねと言われたとき、確かにこれは、本当、そうなんだなよなと、何かないのかなと。

熊野の駅前みたいに真っ平らで、基本的な整備ができれば別ですけど、紀伊長島もある程度の整備がされていますけど、いずれにしても、尾鷲市という大きな看板を持っていて、昔は繁栄した、それをさらに超えるような駅周辺のまちづくりもやってほしいなと思います。

一つ提案なんですけど、今後、列車待ちをするお客さんとか高校生が一休みできる空間整備なども活性化の一つじゃないかなというふうに思いますので、すぐ施設をつくると、幾らかのお金はかかるんですけど、空き家を、右側のほう、商店街のあいているところなんかも少し活用させてもらって、1階のスペースをそういう空間にする一つもあるのかなと。耐用年数も問題ありますから、改修しても、とてもできないということもありますから。

その辺、市長として、駅前の気持ちをどう思われているのか、一言お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 駅前をどう思われているかというのは、まず、尾鷲駅前、先ほどは御説明、私の思いということか、私はJR尾鷲駅前というのはこうだということとは申し上げましたんですけども、要するに玄関口ということは、鉄道の利用する方の玄関口であるということと、もう一つは、交通アクセスなどで、ふれあいバスの、これの起点であるという、その認識がありますから、やっぱり人の集まる場所なんですよ。人の集まる場所についてどう、やはりそのインフラとか、そういうものを整備していくかというのは、これは基本だと思っています。

ただ、先ほどもいろんなお話も頂戴しているんですけど、どこからどういうふうな形でスタートしていくのか。優先順位というような言葉で言っているわけな

んですけども。ただ、マイナスの部分について、先ほど申しましたように、夜のまちの景観と防犯上の観点からということで、これ、はっきりしておるわけなんですね。

だから、これに対して、市民の皆さんに御不便をおかけしていますと。御不便をおかけしないがために、最低条件でもいいから、要するに、駅前の街灯をきちんと早急に復旧するようという指示を出したという。

だから、要するに、正直言って、プラスを高めるというんじゃなしに、マイナスの部分をついてゼロに近づけていくかということは、まず、やっぱりやっつけていかなきゃならない。今回はその例だと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 4 番、楠議員。

4 番（楠裕次議員） 前向きな発言で、多少安心はしたんですけど、いずれにしても、今回の点灯、新たにまた電気を修繕するんですけど、先ほど言ったブラックアウトになってもついているようなソーラー的なものを、どこで電気を入れてもそこがついているよというの、そこに住まれている方、駅の利用者についても安心な部分がありますので、ただ電球をかえるだけじゃなくて、そういう工夫もしていただければなというふうに思います。

いずれにしても、トータルで、全体の生活文化も含めて、地域まちづくりには大切なことですし、人材も大切なことです。尾鷲市も財源はないところで、いかに活用するかというところは、ふだんからでも市長がおっしゃるように知恵を絞って、地方債が幾らでも湧いて出るものじゃないですから、だけど、逆に受け皿を用意しておくということをしっかり考えていただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（三鬼孝之議員） 答弁、よろしいですか。

4 番（楠裕次議員） はい、いいです。

議長（三鬼孝之議員） ここで休憩いたします。再開は 11 時 15 分からいたします。

〔休憩 午前 11 時 03 分〕

〔再開 午前 11 時 15 分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、13 番、濱中佳芳子議員。

〔13 番（濱中佳芳子議員）登壇〕

13 番（濱中佳芳子議員） 先ほどの楠議員の冒頭の御挨拶の中にも、このたびのた

び重なる災害のことについて言及がございました。まず、全国の被災をされた方、そして、せんだっての尾鷲市内の暴風雨を伴う台風に関しましても被災された方々に、高いところからではございますけれども、お見舞いを申し上げたいと思います。

市民協働をするということは、やはり災害時の避難生活であるとか、防災、震災対策においても、とても大切なことであると感じておりまして、それは、平常時からの市民の協働が成っている地域とそうでない地域では、大きくその後を左右されるというふうに聞いております。

今回の質問におきましては、必ず市民の皆様の御理解と協力が必要な部分の福祉分野を中心にした質問となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援事業について、尾鷲市では、地方創生事業の始まる前からの取り組みで、それぞれの課が地域の魅力や可能性を生かして、さまざまな取り組みがなされてきたと理解しております。

近年の少子化が心配される中、いかに年少人口を維持、増加させるかが将来の人口ビジョンに大きな差を生むこととなります。昨年12月定例会において地方創生事業の検証が連合委員会で行われ、10以上の事業が子育て支援関連であり、そのほとんどが一定以上の高評価であらわされており、おおむね成果があったとされました。

当市で今年度スタートした子育て世代包括支援センターの取り組みについて、国のガイドラインにおいて、どの市区町村に住んでも、妊産婦及び乳幼児から安心して健康な生活ができるよう、利用者目線に立って、一貫性、整合性のある支援が実現されることが期待されるとしています。

どの地域に住んでも同じというのは、最低ラインをそろえましょうと私は解釈していて、さらに、その地域ならではの、ここでは、尾鷲ならではの子育て支援を加味することで、地方創生の意義にのっとった、子育てするなら尾鷲でというアピールにつながるのではないかと考えます。

昨年9月定例会と当初予算時に仲議員が子育て世代包括支援センターの見通しについて質問されていて、構想は聞かせていただいております。業務がスタートした後、支援センターの役割の全体像を御報告いただくとの答弁もありました。

新年度がスタートして半年、現場が動きながら、想定していたものを実像に確立していく段階かと思いますが、まず、支援センターの業務全般についての概要、

大きな役割として相談窓口が設けられていますが、その相談内容の範囲などお教えください。

新たに、4月からの新規事業について、産後ケア事業がスタートしています。施策説明では、尾鷲総合病院に委託事業としてお願いしたとありましたが、事業内容などを聞かせください。

次に、高齢者に対する地域包括ケアシステムについてお尋ねします。

これについては既に何度も一般質問や委員会で説明を重ねていただいておりますが、正直、いま一つしっかりと受けとめるところまで来ていません。自分自身の理解力が不足しているのかと反省することしきりではありますが、当初予算後に、当時、生活文教常任委員会において、尾鷲市における地域包括ケアシステムに対する尾鷲市広域連合、社会福祉協議会、地域包括支援センターの位置づけや役割を御説明いただきました。その中で、相談業務を初め各事業の中心となり、大きな役割を担うのが地域包括支援センターであると言われました。

今回の質問をするに当たり、市内で高齢者御本人やその御家族に聞き取りをする中で、地域包括支援センターそのものの認知度が思ったより低いことが気になっています。市直営でないことを説明いただいておりますが、これだけ高齢化が顕著になっている当市において、もっと住民が身近に感じる窓口でなければいけないのではないかと感じています。いま一度、かみ砕いた表現、具体例を挙げて、地域包括支援センターの役割や業務の御説明をお願いしたいと思います。

壇上からは以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 先ほど濱中議員のほうから、大きくは三つの件について御質問がございましたので、私のほうからその御回答をさせていただきたいと、このように思っております。

まず、子育て世代包括支援センターについてお答えいたします。

本市では、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援体制、これを構築し、定住、移住につなげる子育てしやすいまちづくり、これを進めております。これ、議員がおっしゃったとおりでございます。こういう方向の中で、本年4月、福祉保健センターにおいて子育て世代包括支援センターを設置して、母子保健及び児童福祉の充実、これに取り組んでおります。

子育て世代包括支援センターは、妊産婦や乳幼児の保護者等からのさまざまな

相談に対しまして保健師などがそれぞれの専門性を生かした相談支援、これを行い、地域で安心して妊娠、出産、子育て、これができるよう支援体制を担っております。

本市の子育て世代包括支援センターは、まず、母子保健担当である健康づくり係、そして児童福祉担当である子育て支援係、これが連携することによりまして、子育て世代の相談窓口をワンストップ化、これをし、専門職である保健師、管理栄養士、社会福祉士、家庭児童相談員、保育士、これによる連携を途切れのない相談支援体制をもって母子保健から子育て支援、児童発達支援、児童虐待防止など、保護者のニーズに対して包括的に対応しております。

同センターの対象は妊産婦や乳幼児の保護者が主な対象となっておりますが、18歳までの子供とその保護者を対象として、ライフステージに応じた途切れない支援を行い、また、その子供たちが育ち、やがて親になることを視野に入れた命の大切さや自尊感情を育む教室、これを実施するなど、思春期の支援も行っております。

相談内容につきましては、子育ての不安などの育児相談、あるいは発達に関する相談、保護者の心身の不調の相談、児童虐待に関する児童相談まで多岐にわたっております。それらの相談については保健師等の専門職員が丁寧に話を聞き、必要に応じて保育園、あるいは料理教室、児童相談所などと連携した支援を行っております。

1点目は、こういう回答とさせていただきたいと。

次に、産後ケアについてであります。

本市の産後ケアは、母親の心身の回復から健やかな育児支援を目的に、助産師等の協力を得て、本年7月から尾鷲総合病院にて開始しております。

その内容につきましては、母親の身体ケア、あるいは保健・栄養・授乳指導、また、母親に寄り添う心理的ケア、新生児及び乳児の状況に合わせた具体的な育児の指導や相談に対応しております。

利用については、退院日から生後4カ月ごろまでを目安に、母子の状況によりサービスが必要であると認めた方に対し最長7日間、宿泊型及び午前10時から午後5時までの通所型のいずれかを利用することが可能であります。自己負担金につきましては、宿泊型、通所型ともに課税世帯が1日3,000円、非課税世帯が2,500円、生活保護世帯が無料となっております。

これまでに対象となるリスクの高い母親は見受けられませんが、本市の課題で

あった妊娠期及び産後直後からの支援体制が整ったことから、今後も医療機関との連携を密にし、妊婦及びその家族への早期支援の充実に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

最後に、地域包括支援センターの役割や業務についてお答えいたします。

本市では、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けることができるよう、地域全体で支え合う地域包括ケアシステムの構築を進めており、紀北広域連合及び地域包括センター等と連携しながら取り組んでおります。

中でも地域住民からの相談に対して中心的役割を担う尾鷲市地域包括支援センターは、専門職であるケアマネジャー、あるいは社会福祉士、保健師などを中心に、高齢者やその家族からの医療や介護、福祉全般に関する相談に対する専門機関として、介護保険法に定められております。

現在、同センターには、主任ケアマネジャー2名、ケアマネジャー3名、社会福祉士2名、保健師1名、事務員1名の9名が高齢者宅に出向き、実態を把握しながら活動しており、その主な業務といたしましては、総合相談支援業務、あるいは介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務など、こういうことを行っております。

まず、一番最初に申し上げました総合相談支援業務につきましては、高齢者が住みなれた地域で生活を送るため、高齢者の心身の状況や生活の実態、あるいは必要な支援を把握しながら、地域における適切な保健、医療、福祉、このサービスにつなげるもので、介護保険を利用するための申請代行等も行っております。

次に、介護予防ケアマネジメント業務でございます。

この業務は、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送るため、要介護状態になることをおくらせる、また、要支援、要介護状態になっても、その進行を防ぐための支援を行っております。

具体的に申し上げますと、要介護認定で要支援となった高齢者を対象に介護予防ケアプランを作成し、介護予防につながる介護サービスの利用方法を本人と話し合いながら決めております。また、要介護認定で自立、または要介護認定を受けていない高齢者を対象に介護予防教室などを実施しております。

3番目の権利擁護業務についてであります。

高齢者が認知症などで判断能力が衰えた場合、悪質商法や詐欺などの消費者トラブルの被害に遭いやすく、狙われやすい傾向にあります。そのため、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、お金の管理、生活上の手续や契約を支

援する業務が権利擁護業務であり、必要に応じて成年後見制度の利用を支援することもあります。

このほかにも同センターでは、本市から認知症総合支援事業、地域ケア会議、家族介護支援事業、認知症サポーター養成事業などの事業を受託しており、今後一層の連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 御丁寧な説明、ありがとうございます。

まず、個別の質問に入る前に、冒頭でも申し上げましたように、まず、子育て支援のほうですけれども、私、単純に母子保健事業だけでとどまるものではないというふうに理解をして、御質問を申し上げたいんですけれども。

これは地方創生、人口ビジョンの中の、地方創生事業の中の子育て支援事業から派生したものだというふうに理解して進めていきたいんですけれども、市長、それでよろしいですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 最初に申し上げたように、やはり年少人口を維持するというに関しましては、移住、定住の魅力発信にもつながります。尾鷲市の子育てがどうなっているのか、そういったことがきちんとアピールできることにかかっていると思います。

今は少子化の中で、子育てが昔よりずっと丁寧になっているという話がございます。それだけ少ない子供にすごく力を注ぎ、興味を持って育てる若い親御さんたちがふえていることは間違いないなというふうに感じておりまして、きのうも実は、たまたま見ておりました大相撲の中継の中で、国技館のキッズルームがすごく充実をいたしましたという、そういった情報に当たりました。

今まで相撲ですと、年配の男性の方たちであるとか、そういった相撲ファンの方たちの年齢層、高かったように思うんですけれども、子供たちに相撲を見せる機会をもっとふやそうという大相撲協会のほうの御配慮があったということで、授乳室とか、ベビールームとか、本当にすごく充実したのを見せられました。それだけ子育てを情報発信することが人を集めるのだということを見せていただい

たような気がしております。

今回、地方創生事業の中の検証の中でも12事業の中で、子育て世代に伝わりやすいメッセージ性を持った、そういった事業をやってきたところ、そういう地方創生会議のほう、尾鷲市におけるその会議の中でも一定以上の効果があったというような、そういった検証結果をいただいておりますので、それをさらに進めるための今回の母子保健事業においては、創生事業の中の予算ではありませんけれども、そこから派生しているものと感じております。

ただ、今回、この4月から始まっているとはいうものの、32年度には国のほうが全部の自治体でこれを設置するようと言われる中で、早目に設置をされたなという評価はするんですけども、認知度について、実はまだ、市民の皆さんのところには知ってもらっていないなという気がするんですけども、それをここから、今まで広報が薄いのかなと思うんですけども、ある程度、その広報の仕方について、どなたに向かってどういった広報をしようとしているのか、その方策をお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、広報については今の私の考え方は、広報というのは、尾鷲市として市民の皆様方に何をお伝えして、何を理解していただいて、その方向で進んでいただきたいな。これが一つなんですね。もう一つは、市民の皆さんが今、情報として何を欲しがっているのか。これの双方向の話だと、僕、思っているんですよ。

そのときに尾鷲市役所からいろんなツールを使って、広報おわせもそうですし、いろんなホームページもそうですし、そういったものを使いながら情報を流すという、そういう広報のやり方が一つあるんです。もう一つは、やはり媒体を通じながら、いろいろと市民の方に知っていただくと。広報にはこの二つがあると思っている。その二つが多少なりともおくらしているんじゃないかということは、はっきり申し上げて、感じております。

ただ、今の現状を申し上げますと、現状の尾鷲市の福祉保健センター、あそこは市内の中心部にあると。私もびっくりしたんですけど、年間何人、あそこのところへ市民の方が利用されているか。年間、延べ、延べにして6万人なんですよ。僕、すごいなと思いました。

この6万人の市民の方々が福祉保健センターは利用される施設であって、特に子育て世代にも多く御利用していただくと。実態は、私も何回か視察なり、ちょ

っと見学なり行かせていただきましたけど、非常によく御利用されているということは肌で感じました。

さっき申しましたように、ただし、議員御指摘のとおり、尾鷲市子育て世代包括支援センター、通称HAPPYと言っているんですけど、この認知度は非常に低いです。これが現状だと私は思っております。

そういった中で、この子育て世代支援センターには、先ほども申しましたように、子育て支援係と健康づくり係の二つがあるわけなんです。それで、保育所の相談や乳児健診などで多くの親子が来場しますので、その役割や内容については積極的にPRしていかなきゃならない。そして、通称でもある「HAPPY」という言葉、大分、市民の方まで浸透してきたんじゃないかなと私も感じておる。ただ、議員がおっしゃるように、まだまだだと思います。

このHAPPYを活用しながら、母子手帳交付を初めとする子ども医療費助成や、あるいは児童手当の申請等においても、周知してまいりたいと思っております。

また、3階の児童コーナーなんですけれども、ここの保健センターの、児童コーナーに加えて、2階にも児童コーナー、これを設けておりまして、昼食を兼ねてゆっくり過ごされる場所として開放しておりますので、これらの情報も含めて、あらゆる場面でPRをしていかなきゃならない、それでしていくべきだと、このように考えておりますので、これは前向きに進めていきたいと、こういうふうに思っております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 盛りだくさんの御答弁をいただきましたので、また、その中でも少し質問を進めたいんですけれども。

最初に、冒頭の質問に対して、保健センターの役割として御説明をいただく中に、やはり心身であるとか心理的なものに対する相談業務というものは、重きを置かれていることはよくわかりました。

これ、後ほど言います高齢者のほうにも通じるんですけれども、でも、そこまでに至るまでの、通常からそういったことに対する予防というあたりでの観点もかなり重要ではないかなと思ひまして、子育てをするとき、あと、介護を受ける立場になってしまったとき、一番怖いのは孤立であるというふうに聞いております。

ひとりになってしまつて、周りに相談をする人がいないとか、そういったこと

が子育ての悩みとか、そういうものを深めてしまうというふうに聞いておりますので、今まで尾鷲市の取り組みの中で、市長はお金がないから大変だと言っているんですという言葉をいっぱい言われていますけれども、子育て事業に関しましては、ソフトの部分で住民の方たちが存分にかかわりを持ってくださって、本当にお金がない中、一生懸命協力をしていただいて、事業が進んできている部分がございます。その取り組みは、全てにおいて孤立を招かない、それぞれのネットワークをつくるという中ではすごく成果を上げていると私は感じております。

そういう孤立を深めてしまって、心理的、身体的に困ってしまうお母さんを生む前に、そういった方たちとの協働によってつくられるネットワーク、それを取り扱う窓口でもあるべきというふうに思うんですけれども、そういったあたりは、この包括支援センターの中ではどういった位置づけとして取り扱われますか。

議長（三鬼孝之議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 御説明いたします。

議員おっしゃられました子育て世代包括支援センターにおきましては、保健師が中心となって、妊婦、まず、母子手帳交付のときから丁寧な対応を心がけております。やはりその当時から不安になられる方もおりますので、子育て期も含めまして、出産、その後の育児も含めて、いろんな教室を開催しております。

まず、育児教室や離乳食教室、あとまた、2歳児、1歳半とか3歳健診も含めまして、そういう中でさまざまな形でかかわりを持つ中で、保健師が中心となって子育ての教室を開催しております。年3回から6回、グループ分けをいたしまして、そういう形で不安を取り除く、やはり孤立させないという形を保健師が中心となって取り組んでおります。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 母子保健の部分、専門性を必要とする部分に関しましては、それこそ資格者であるとか、そういった専門職の方たちがきちんと配置をされておられることで、それは安心してお任せするところだとは思っていますけれども、そこから出ました、今、尾鷲市で取り組んでおります子育てハッピーの世界でありますとか、あと、イクメンクラブの皆さんがかかわってくれて、市外、県外の方たちに尾鷲市の子育ての魅力を発信するような事業というものもどんどん、年を積み重ねて充実してきているように思うんですけれども、そういったことの情報発信。それから、今、定住、移住のあたりで、子育て世代の地方会議が起こっている、そういったような情報がございます。

少し御紹介いたしますと、ふるさと回帰支援センター、これは尾鷲市でも結構つなぎを持って、いろんな情報をいただいているように聞いておりますけれども、10年前の2008年、このころには20代、4%、30代、12.0%、本当に20%に満たない移住希望者の数であったものが、2015年のデータになりますと、20代が16.1%、30代が28.7%、全体の45%、これから子育てをしよう、実際、子供を持った人たちが、そういった地方に子育て環境を求めて移住しようとする人たちがもう全体の45%を占めるというような形で、移住、定住に対しての情報発信も、こういった子育ての情報発信が必要であるというデータが出ております。

そういった中で、尾鷲にしかないその魅力を発信する場所でもあるのではないかというふうに思うんですけれども、そういった役割をこの子育て包括支援センターのほうに求めることができるのかどうか。そのあたり、市長、役割としてどう考えられますか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 正直言って、認識度の話なんですね。だから、私自身がどれだけ認識しているかというのは、はっきり言えるわけなんです。かなり僕、認識を持ってきましたよ。子育てHAPPYという、そういう話とか、あるいは高齢者に対する、あるいは健康HAPPYとか、そういった話の中で。それで、大事だと思います。

それをどういう形で。言っていることが要するに、全体のこの事業を取りまとめていながら、これをどうやって発信するかというような、どこかで話を聞いたような話なんですけどね。僕、しかし、今、事業のほうであれしている尾鷲魅力発信担当というような。

これは、とりあえず今は商工観光を中心にしながら、水産農林のこういった尾鷲の特産物、尾鷲のいいところをどうやって外に発信していくのかという、そういうことのために一応、組織として人を配置したと。こういうことにつながっていくんじゃないかなと思っているんです。

私は申し上げているのは、今はそうだけれども、尾鷲の魅力というのは何なんですかということなんです。議員おっしゃるように、子育てしやすいまち、これを強調していくということも、私は必要だと思っています。特にやっぱり子供は大事です。そのために、子供を養うがための中心になる子育てというものに対しても。それがどうやって広まっていくのかというのは、もっともっと事業を広

めていきながら、おっしゃるように、尾鷲ならではのものはやっぱりつくっていかなくちゃならないとなる。

そうすると、今、少子高齢化、どんどんどんどん尾鷲の人口が減って、この前も1万8,000人を住民の登録の中で1万7,000になったと。7,000台。そういったことも含めて、いかにして、要するに交流人口をふやす。あるいは、尾鷲のよさを知っていただきながら、定住、移住ということも考えていきながらですね。要素としては非常に大きな要素があるんじゃないかなということは感じております。

じゃ、それだったらどうしていくのかということについて、今後、やっぱり議論を深めていきたいと、このように考えております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 今回、地方創生に関する、厚労省から出ておりますガイドラインのような形ですけれども、人づくりという中にこういう子育ての環境整備ということが大きくうたわれておりまして、この中で、やはり縦割りの排除ということがうたわれております。

縦割りの排除というのは、今まで学校分野でしたら教育委員会、あと、保育園の分野は福祉、そういった縦割りが今はそれを言っている時代じゃないと言われ始めてもう数年たっておりますけれども、やはり横断的という言葉が形だけではないものにしていきたいなという思いが一つ。

それから、実はこの子育て支援の各地方の成果を上げているところの事例を見ますと、島根県の邑南町という1万少し、ここの半分ぐらいしかない人口のところで、出生率が平成23年で1.75しかなかったものがわずか3年間、26年で2.07%まで来ております。これは日本一の子育て村の情報発信をされている。それは、情報発信できるだけのきちんと仕組みをつくっている、そういうことだと思うんです。

だけど、尾鷲市とここの違いを私、見たときに、やはりここでも無料提供するものが結構ありました。いろんな医療費であるとか、保育料であるとかという、お金の分野で魅力を見せるというようなことが行われておりました。

各地方では、若い世代が来ればおうちを準備しますよとか、補助金を出しますよという、そういった施策が打たれているところ、結構ありまして、そこを目当てに動いているのも現実としてあると思います。

だけど、現在、尾鷲市にそれだけの財源、ないですね。だけど、私はほかに

負けない尾鷲市の環境があると思っております。でも、それがさらに、環境があるだけでは人は来ませんよね。そこにどうやって子供たちをここでならというものに仕上げるのか。それをプロデュースするのか。黒子になって、そこを協力してくれる人たちを、きちんと自分たちがアドバイザーであったり、後ろ支えであったりというのが行政かと思っております。

私自身が尾鷲市にUターンをした組であります。そのときに何があったかということは自分でははっきり思いつかないんですけども、一番思ったのが自分が子供を育てるなら自分が育ったところだという、それが何だったかというものはぼんやりしておりますけれども、必ず子供をこのまちで育てたいと、その思いははっきりとして、戻ってきました。自分が子供時代に感じたこの尾鷲での自分の育った環境と、都会にいて、小さな部屋の中で子供と向かい合うだけの子育てを比べた、そういう覚えはあります。

今、若い人たちがそういった外に出ての子育てであるとか、親以外の大人たちとかかわる子育てというものを求めている傾向は大きく実証されておりますので、そういったものも全て含めた上で、この子育て包括支援センターが皆さんに認知していただくようになっていただければなと思っております。そういう情報発信のできる場所になってほしいなと思っております。

そこで、現在、この対応課としては、福祉が中心となる子育て包括支援センターとなっておりますけれども、それ以前に、地方創生の中で子育て5課という形で、子育て会議であるとか、そういったものが動いてまいりました。

でも、今はそれを束ねるセンター機能だけではなくて、それこそ観光に対する魅力発信の中に子育て情報があってもいいんじゃないかと。あと、移住、定住の中に必ずあるべきではないかと思えば、この5課を超えたものを束ねる機能が必ず必要になってくるのではないかと思うんですね。

なので、今、市長が説明されました子育て係とか母子保健係のその窓口だけでは、ふだんの行政ルーチンで目いっぱいになっている事業に対して、そこを束ねるところまでできるのかなという、その心配をしております。

市長、いかがですか。ここにも子育ての魅力発信といったような担当が必要ではないですか。それとも、魅力発信の人にも、そこも一緒にやってもらいますか。そのあたり、どう考えますか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） さっきの議員のお話を聞いていますと、まず、5課で束ねると

というのは、これは地方創生の関係で、福祉保健を中心にしながら、市民サービス、政策調整、あとは教育委員会等、この5課で振り分けながら、一つのターゲットを絞って、関連することはどうなのかというような話ですね。そこはみんなして。その窓口、要するに調整係は誰なのかというような。そういう方向で今進んでいるとは思いますが、要するにこれはテンポと言われると、非常に痛いところがあるわけなんですけれども。

考え方としては、要するに縦割り社会の中で、特に市役所なんかで見られたような縦割り社会を横断的な組織の中で進めようという話を、もう私、市長に就任してからずっと言っております。

その中で、今、業務が進められて、大分よくなってきたなという印象は受けております。これがやっぱり、ちょっと離れるんですけど、大きくは役所職員の働き方改革というものに、次のステップに行けるんだと思っております。

そういった中で、要するに5課の取り組みということを基軸にしながら、ただ、それだけでは足りないかも知れないと。さっき言ったような広報という話もあるでしょうし、いろんな話が出てくると思います。

そういったところを全部、情報を集約しながら、どうやって発信していくのかって、今、こういう時代に来ているんじゃないかなと。特に尾鷲のような、非常にだんだんだんだんと人口減で、正直言って、大変失礼なんですけれども、寂れていく状況にあるというのは事実なんですよね。それをどうしていくのか。そのための対応として子育て支援という、子育てでこういうものについては、非常に僕は大きな要素はあるんじゃないかと。

さっき具体的なお話も聞きましたけれども、そういうことで、やっぱり1.何人が2.何人になるのかと。そういうことも踏まえながら、どういうふうな形でこれをもっともっと大きく、何というのか、発展させていかなきゃ。その気持ちは十分持っております。

あと一つおっしゃっていました。子供たちを、お金をもらえたら、何十万か出して、家も用意するよ云々という、そんな話、いろいろ聞いています。ただ、僕らは、正直言って、おっしゃるとおりです。そこまではと思います。

だけれども、今の、市役所の職員の人間はやっぱりはっきり言っているんですね。尾鷲は、金がないからな、余りのお金のことを言うたら、余りあかんのやな。しかし、僕らはやっぱり、さっきおっしゃった人材という、それは持っているんだと。その分で労力を使って、あるいは、尾鷲市の持っているその知識とか、ノ

ウハウとか、そういったものをいろいろ活用しながら、この事業がうまくまとまるような形でならへんかと、そういう機運になっていることは事実なんですよ。

ですから、正直申しまして、私、子育て世代支援というものに対しては、非常に重要な尾鷲市の役割の大きな一つであると考えておりますので、ぜひその辺のところは進めていきたいと。

ただ、今のところ、この前も子育ての話なんですけど、とりあえずこの4月に子育て支援係って、今までどこでやっているのかねって。まず、やっぱり福祉保健課に子育て支援係という組織をつくったわけなんです。僕はそこを発展させていきたい。そこの職員たちが本当に全体を取り巻いて専門ナイズされて、それでマネジメントできるような形に、要するに人材を育て上げていきたいという思いがありまして、いつも福祉保健課長には思いは、その旨、伝えているわけでございます。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 恐らく、それを、今、市長の思いをきちんとまとめていただければ、これが子育てに対する理念であったりとか、そういったものにでき上がっていくのかなと思いますので、これをやりとりをしかけると、時間がもう全くなくなってしまうので、そこは今の市長の思いに御期待をするということで、きちんとみんながネットワークをつくれて、子育て支援に関する人たちがそこに行けば全て疑問が解消できる、課題が解消できるというような、そういったセンターになることを期待したいと思います。

個別の事業について少し補足して、お伺いしたいことだけ確認しておきます。

産後ケアの概要について先ほど聞きました。利用者側の費用に関しても御説明をいただきました。

これ、病院に対して委託をするということですので、委託料が当初でのっております。でも、委託料に関しましてもほかの事業と一つになっておりましたので、この産後ケアの対象人数の想定であるとか、個別の事業予算というものをきちんと確認ができておりませんので、そのあたり、少し御説明をいただきたいんですけれども。何人対象、年間どれぐらいの予定をしているのか、お聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 御説明申し上げます。

本年度の当初予算を算定するときには、この産後ケア事業につきましては、宿泊型は、これは5万円の単価を想定しております。これが3人ほど想定しております。通所型、日帰り型は2万5,000円の単価で、10名を予定しております。

今回、総合病院との調整で、訪問型につきましてはまだことはスタートできなかったのですが、訪問型につきましては1万5,000円の単価で10人を想定して、合計55万円を本年度の当初予算に計上いたして認めていただきました。ですので、訪問型につきましては、今回、実施できる種類には入ってございません。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。

ついでですので、この訪問型と今までやっておりました赤ちゃん訪問との違い、少し御説明いただきたいんですけど。

議長（三鬼孝之議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（三鬼望君） 現在、出産をされた御家庭全てにつきまして、保健師がすこやか訪問と申しまして、育児に関するマップをつくって配布したり、あと、ブックスタートの本を配ったり、あと、出産後の子供さんの体重をはかったり、健康状態を保健師が専門的に見守っております。それはすこやか訪問として、年間80世帯から100世帯の出産後の家庭を全て回っております。

それがすこやか訪問として継続しておって、今回の産後ケアの訪問型というのは、よりリスクの高い、お母様の体の調子、心身の状態が思わしくない、または子育てに不安があったり、子育てに関するサポートが非常に乏しい方で、不安が多い方を対象としておりますので、すこやか訪問で全ては回るんですけど、さらに、産後ケアの必要な方についての想定をして、事業を組み立てました。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 御説明ありがとうございます。

産後ケアに関しましては、医療対象となった場合は産後ケアとは対象外になるというふうには聞いておりますけれども、福祉医療ということで、総合病院の受託側、この受託料はどこに入っておりますか。

議長（三鬼孝之議員） 病院総務課長。

尾鷲総合病院総務課長（平山始君） 産後ケア事業に係る委託料の病院の収入としての受け先というところで、現在のところ、当初予算のほうでは検診等事業、あと、

予防接種等の医業外事業の収入のところがございますので、そちらのほうを委託料の受け先として考えております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） まだ予算計上はされていないということですか。これからこの事業が決まっていった後に、そこに入れていくということですか。もう一遍、確認させてください。

議長（三鬼孝之議員） 正午ですので、中断いたします。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（三鬼孝之議員） 再開します。

病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 尾鷲総合病院としての収入面での予算措置ということなんですけれども、産後ケアの事業について、保健福祉のほうから御依頼があつて受けたのがことし6月になっておりまして、契約の締結が7月20日ということになっておりますので、今後、その収入の状況と実績を見て、補正対応で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） これがもう7月から事業が始まるのに、その収入のほうの予算が計上されていないことの云々を言い出しますとちょっと時間がかかりますので、また、これは委員会のほうで確認をさせていただくということで聞きおくことにいたします。

それから、もう時間の関係もありますので、少し高齢者のほうに移りたいんですけれども。

実は、市長、私、これを質問しようと思ったきっかけ、包括支援センターってもう何年もやっておるんですよ。当然、市民の方たち、高齢者を抱える人たちにはもうある程度、認知されているものと思っておりました。

ところが、認知症対応のことを聞き取り、まちの中でやる中で、私、思っていなかった問題に当たることがありまして。といいますのは地域の方が、あそこのおばちゃん、ちょっと前と違うんやけどという状況に行き当たったときに、誰に言うたらええと聞かれたんですよ。私、当然、そういったことに関しては、いろんな情報発信である程度、網羅されているのかなと思ったんですけれども。

あと、それともう一つ、自分のところにいる高齢者、自分の抱える高齢者だという、家族であるとか身近であればあるほど、実は受け入れがたいものであるということ、それはよく言われます。受容しにくいらしいですね。まさかうちの親に限ってという、自分の子供に限ってじゃないですけど、なかなか受け入れがたいものがある。そういったことも聞かされました。

でも、今、地域包括ケアシステムを構築する上で、気づきというところがすごく大事になってきます。予防に関してもどっぷり入ってしまう前に気づきをもって対策することによって認知度を進めない、そういった作業が必要であるというのに、気づいた人がその時点で信頼して相談に行けるところが認知されていない。この、みんなが共有できていないということをいろんなところで聞かされたんですね。

なので、こういった包括センターの認知度を高めるためにはこういった広報がされているのかということ調べたときに、今回、皆さんにお渡しする資料として渡していないんですけれども、実はこれ、広報の4月号です。広報おわせの4月号。9ページに、「えがお安心チーム」という広報がありました。

このえがお安心チームって何かという説明がされておりまして、対象者が書かれておりまして、こんなときにはここに言ってくださいということで尾鷲市地域包括支援センターの電話番号が載って、とてもかみ砕いた説明がされているんですけれども、私、これを読んだときにどうかなと思ってしまった。だめ出しをするようで申しわけないですけれども。

これ、対象者が医療や介護サービスを受けていない人とか、医療や介護サービスを中断している人、受けているが行動心理症状等が顕著で対応に苦慮している人という、その相談の対象者としての像が書かれているんですけど、じゃ、どなたがこの包括支援センターに行っていいのかが全く書かれていないんですよ。どなたでもこういう方に気がいたら相談に来てくださいねということがないと、行けないというふうにも聞いています。敷居、高いですという。

それから、やはり認知症を疑ったりとか、障害を疑ったりすることは、それこそその方の尊厳にもかかわることなので、それこそ、なかなか口を開けないのが現状だと。

だけど、そうじゃなくて、市民みんなが協働して、情報共有をする中でそれぞれのお年寄りを守るって、これ、形こそがケアシステムの形だというふうに見えるんですね。なので、広報の仕方をもうちょっと考えていただきたいという、

そういった要望もあって、この質問をさせてもらっております。

市長、包括支援センターの入り口とか、希望通りを歩いておって、あっ、ここへ言っていけばええなという感じになれますか、どうですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私は初めから知っていますから、すぐにわかりますもんね。しかし、普通の道路とは違いますよね、やっぱり目立っていますし。だから、それはわかりやすいんじゃないかなと思っているんですが、さらにわからすためにはどうしたらいいのかというのは。

私自身はここで住んで1年8カ月になりますから、ここに何があるということは大体覚えているんですけど、そんなに気にはなっていなかったんですけどね。申しわけないんですけど。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） やはり身近に高齢者がいる人であるとか、我々のように行政にかかわる人間にとっては、それはもうある程度、認知度は進んできているけれども、何をしに行くところなのかというのはもっと広報活動が必要かな。

私はこの質問の前に、包括支援センターのセンター長ともしばらくお話をさせてもらいましたが、センター長が反省を込めて言ってくださったのが、やはりそういった広報活動というあたりでは手薄であったかなということ言われておりました。対象がやはり高齢者に限られていたと。

そうじゃなくて、高齢者を取り巻く人は高齢者だけではないということをどうぞ御理解いただきたいなと思います。それにかかわるのは町全体であるというふうな認識で、包括支援センターのほうの広報を進めていただきたい。

これ、両方ともそうなんですね。子育てを包括支援センターのほうでも、中に入らないと看板がないんですよ。日中、道端を歩いておるときに、あっ、ここかっと思うような、そういう形にはなっていないなと。

保健センターはわかりますよ。だけど、そこに持っていける人は誰なのかということ。市民全部のはずなのに、自分には関係ないと思われている方もたくさんいる。そのあたりをぜひまた、聞き取りなどしていただきたいなと思います。

もう一点、今、集落支援の実例ができていたことでしたのでそれも聞きたかったんですけど、これはまた、事例紹介なんかがいろんな場面でしていただければかなと思うので、ここは割愛したいんですけども。

もう時間がないので、最後に、先ほど、総合病院のほうで福祉事業を受託した

と、ベッドを利用して。それを聞いたときに、今後、総合病院の制度移行に向けて、ケア病棟が来年度、始まりますよね。D P C制度も再来年に実行されようとしております。

そうしますと、地域包括ケアシステムの構築の中で、医療介護連携のあたりがもっと大変な状況が起きてくると私は想像しているんですね、市長。これ、高齢者の退院調整がさらに困難になってきますと、それこそ、今の医療介護連携、あと、病院の地域連携室のあたりの業務が大変になってくると思うんですけれども、これが、高齢者がきちんと在宅医療に移るまでの形としてのものが介護医療院の検討に入ったとしても、実行するには次の介護計画が策定される2021年まで待つことになります。

そこで、産後ケアで空きベッドが福祉利用でできるということを聞いたときに単純に思ったんですけれども、空きベッドが福祉利用で可能ならば、高齢者の退院調整用のベッド利用ができるのではないのかなと思ったんですね。

費用負担の問題なんかも考えなくてはいけないと思います。介護保険を使うのか、実費相当なのかとか。だけど、地域事情を考えたときに、新しい制度に移行するのであれば、今度は利用者が少しでも困らないための方策を考えてからでなくてはいけないのではないかな、それが公共の福祉を担う行政の役割ではないのかな、そういうふうに思ったわけなんです。

介護医療連携ベッドと私は考えるんですけれども、それを用意して、住民が安心できる環境を整えることはできないのかと。それができないのであれば、何が障害になるのかあたり、おわかりになるところで結構ですので、市長はどう思いますか、この政策を。できるかできないかというか、したいかやりたくないかというか、そのあたりの市長の思い、聞かせてください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） できるかできないかといったら、できるものであればやればどうですかというような話なんです。できるものであれば。

ただ、その規制の中にはいろいろあるでしょうと。障害については病院の事務長のほうから報告させますけれども、できることであれば、そういうこともしたいという話でございます。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） 高齢者の退院調整のために介護医療ベッドを設置してはどうかという御提案についてお答えさせていただきます。

現在、高齢者の退院調整については、入院時から病棟と地域連携係が連携して、しっかり患者の症状なり、家族の介護力なり、日常生活の自立度、経済状況などをしっかり把握した上で、退院後に適切な医療介護サービスが受けられるようケアマネジャーなり介護施設等と連携をとりながら、最適な退院先を調整させていただいているところであります。

2019年度からの地域包括ケア病棟の導入や2020年度からのDPC対象病院に移行した場合についても、患者さんが医療から介護への切れ目のないサービスがしっかり受けられるように、しっかりと対応していきたいということと考えております。

なお、介護医療連携ベッドについては、医療の必要性がなくなり、退院が必要となった患者さんを介護施設に入居できるまでの期間、尾鷲総合病院において介護医療連携ベッドを設置して、入院させるということになりますと、保険外診療ということになりますので、そうした場合、保険外診療と保険診療を併用する混合診療ということになってしまいますので、そこは禁止されておりますので、患者さんが病状が急変して、治療が必要になった場合は保険診療ができなくなるというようなこともありますし、入院費が全額自己負担となって、患者負担が非常に多額になってしまうということになりますので、介護医療連携ベッドの設置はちょっと難しいかなと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） その理屈はわかるんですよ。だけど、じゃ、なぜ空きベッドを利用した福祉利用ができるかという、これが大丈夫という根拠はどこですか。産後ケアにおいてそのベッドを使うときに、産後ケア事業でいた人でも途中で医療が必要になれば、産後ケア事業からの対象外になって、医療対象となりますよね。それと私は同じふうなイメージを持っておったんですけども、その移行の仕方と同じように考えると、費用面の考え方はあるかと思いますけれども、そこはどういうふうに根拠づけて、産後ケア事業がオーケーになったのかというのを説明していただけますか。

議長（三鬼孝之議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（河合良之君） まず、産後ベッドの使える利用根拠というものについては、厚生省のほうから保険医療機関において治療と直接関連のないサービスの取り扱いについてという中で、医療行為とは別に実施する健診等について

は患者から費用が徴収することができるとなっていることから、産後ケアにおける空きベッドの利用も可能と解釈しているところですが、改めて今回、産後ケアに係る業務を受託するに当たって、病院の空きベッドを使用することについて、県の医療法を所管する課があるんですけれども、そこに確認したところ、法的に問題がないという回答はいただいております。

そうした中で、自費で入院しておって、今後、保険診療にかわるということは、そこで一遍切れますので混合診療にはならないんですけれども、今度、介護用医療型ベッドになると、今後、治療が急変したときには混合というか、自費の部分と保険診療ということが混合になってしまいますので、その部分で難しいという判断をするわけでございます。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 私の理解力がないのかなって、読解力がないのかなと思うんですけれども、これも少し時間がかかりそうな説明になるのかなと。私がきちんと頭を回転できる状況までは、まだちょっとかかるかなと思うんですけど。

言われたように、ケア病棟になりますと、今まで90日入院できていた人が60日で退院を目指すことになる。そういったあたりで、恐らく医療が必要なくなったと見ての退院としてでも、事情を考えての退院までの待機という人の扱いというふうに考えれば、医療の必要のない福祉入院というふうに私は考えてしまったわけですね。そのあたり、今後きちんと、もう一度勉強をして考えたいんです。

今回の質問に関しては、病院制度に関しての質問、私、通告しておりません。また後に同僚議員が病院制度に関しての質問もあるということなので、そちらに病院制度のことはお任せしますが、やはり地域の包括ケアシステムを構築するということは、今若いと思っている人たちもそこへ向かって進んでいるわけですので、市全体の大きなグランドデザインに基づいた形が必要かと思います。地方創生のあり方としての根幹だと思っております。

子育て支援に関しても、高齢者の地域包括に関してもそうなんですけれども、ほかとは違う、ここに来れば安心した人生が送れるという、そういったことがきちんとアピールできる地域にならなければ、ここに住むことを選んでもらえないと思っております。

ほかの地域では、それこそ新幹線通勤をしてでもふだんの自分の生活を確保しようと思う地方に出ていくような時代でもございますので、どうかここには何も

ないという先ほどの楠議員の中の話にもありましたけれども、ないものはないと開き直った海士町のように、ないものの中でどう魅力をアピールしていくのか、それが今からの尾鷲市に必要なことだと思っております。どうか、今後ともこういったことを踏まえて、行政執行をよろしくお願いしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 答弁、よろしいですか。

13番（濱中佳芳子議員） もしあれば。時間を許していただけるのなら。よろしいですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 正直言って、今は無なんですよ。無なんですけど、無から有にかえるという、いろんな手段はあると思います。お金だけじゃないと。そのつもりで今、一生懸命、行政改革といいますか、あるいは職員の働き方改革というのに力を入れているという実態もございますので、いろいろと考えていきます。

僕はしかし、これ、大事だと思いますよ。非常に重要だと思います。子育てという点で。そのベースは、子供が、要するに地域の宝であると、これは忘れることはできないものであると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 以上で、本日の一般質問は打ち切り、あす12日水曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時17分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 内 山 將 文